

議案第 49 号

京田辺市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について

京田辺市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、生産緑地地区の追加指定に合わせ、生産緑地法第 3 条第 2 項の規定に基づき、本市における生産緑地地区の規模に関する条件を定めることを目的として条例を制定するため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市生産緑地地区の区域の規模に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるものとする。

（生産緑地地区の区域の規模）

第2条 法第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。